

別表4

会館使用料基準

本部会館

平日料金 (単位:円)

区分		午前 9時-13時	午後 13時-17時	夜間 17時-21時	冷房 半日	暖房 半日
大会議室	会員	3,000	3,000	6,000	2,000	2,500
	員外	6,000	6,000	12,000	3,000	4,000
中会議室	会員	2,000	2,000	4,000	1,500	2,000
	員外	4,000	4,000	8,000	2,000	2,500
和室	会員	1,500	1,500	3,000	1,000	1,500
	員外	3,000	3,000	6,000	1,500	2,000

金光支所会館

平日料金 (単位:円)

区分		午前 9時-13時	午後 13時-17時	夜間 17時-21時	冷房 半日	暖房 半日
大会議室	会員	3,000	3,000	6,000	2,000	2,500
	員外	6,000	6,000	12,000	3,000	4,000
小会議室	会員	1,500	1,500	3,000	1,000	1,500
	員外	3,000	3,000	6,000	1,500	2,000

寄島支所会館

平日料金 (単位:円)

区分		午前 9時-13時	午後 13時-17時	夜間 17時-21時	冷房 半日	暖房 半日
大会議室	会員	3,000	3,000	6,000	2,000	2,500
	員外	6,000	6,000	12,000	3,000	4,000
中会議室	会員	2,000	2,000	4,000	1,500	2,000
	員外	4,000	4,000	8,000	2,000	2,500
小会議室	会員	1,500	1,500	3,000	1,000	1,500
	員外	3,000	3,000	6,000	1,500	2,000

里庄支所会館

平日料金

(単位：円)

区分		午前 9時～13時	午後 13時～17時	夜間 17時～21時	冷房 半日	暖房 半日
大会議室（2階） (研修室3・4)	会員	3,000	3,000	6,000	2,000	2,500
	員外	6,000	6,000	12,000	3,000	4,000
研修室1（1階）	会員	2,000	2,000	4,000	1,500	2,000
	員外	4,000	4,000	8,000	2,000	2,500
研修室2（1階）	会員	2,000	2,000	4,000	1,500	2,000
	員外	4,000	4,000	8,000	2,000	2,500
会議室（和室）	会員	1,500	1,500	3,000	1,000	1,500
	員外	3,000	3,000	6,000	1,500	2,000

- 注1. 会館の使用時刻は午前9時から午後9時までとする。
- 注2. 土日・祝日の会館使用料は上記表（平日料金）の倍額とする。
- 注3. 会館を使用しようとする者は、別に定める使用許可申請書により事前に商工会長に届け出て、その許可を得なければならない。
- 注4. 会館は、次の場合は使用を許可しない。
① 公序良俗を乱す恐れがあると認めた時。
② 建物付属物及び器具等を損傷する恐れがあると認めた時。
- 注5. 使用責任者は使用期間中、その施設の保全に関し一切の責任を負い、破損、紛失等についてはその費用を弁償しなければならない。
- 注6. 備品等を使用する場合は、使用目的、員数等を考慮して商工会長が別に定める。
- 注7. 商工会長が必要と認めた場合は、使用料の全部又は一部を減免することができる。
- 注8. 物品販売等の営利を目的としての使用は、原則として本商工会の会員に限る。